

子ども・子育て支援新制度の概要について

1 子ども・子育て関連3法について

○幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした、次の3つの法律が平成24年8月に成立。

① 子ども・子育て支援法

幼稚園と保育所で別々になっている利用手続や公費負担の仕組みなどを一本化

② 認定こども園法の一部改正法

幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所で別々になっている認可・指導監督を一本化

③ 関係法律の整備法

上記2つの法律の施行に伴い、児童福祉法などの関係法律を改正

○新制度の開始時期は、消費税率の引上げ時期（27年10月に10%）を踏まえて、27年4月からの本格施行が予定されている。（前段として、26年4月から消費税率を5%から8%に引き上げることが、25年10月1日に閣議決定された。）

※国では、24年9月から、「子ども・子育て支援新制度施行準備室」（内閣府）を設置して、準備を開始。

2 現行制度からの主な変更点

(1) 幼児期の学校教育・保育の提供を「個人への給付」に変更

○3歳以上のすべての子どもへの学校教育と、保育の必要性がある子どもへの保育を保障する観点から、給付制度を導入。

○認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた給付制度が導入されることによって、いずれの施設を利用した場合でも、共通の仕組みで公費対象となる。

○保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領（施設・事業者が代理して給付を受領）する仕組みとする。

(2) 市町村を制度の実施主体として位置付け

○「幼稚園の所管は県」「保育所の所管は市」と分かれている制度の実施主体を、市町村に一本化。

○市町村は、5年を一期とする子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画的に幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援を提供する責務を負う。また、市町村は、利用者が必要なサービスを受けられるよう、きめ細かく利用支援を行う。

(3) 子ども・子育て支援の量・質の充実

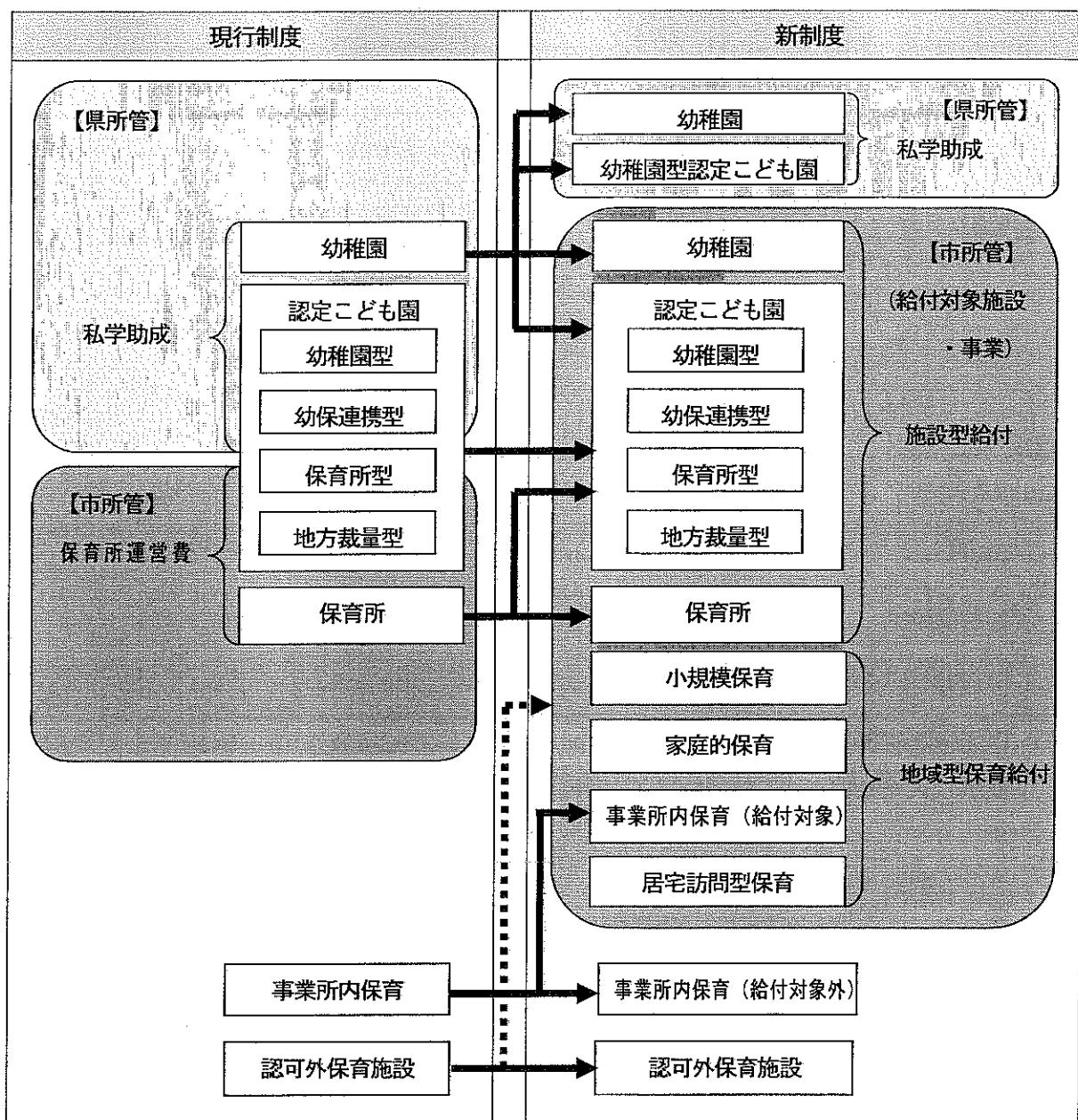
- 消費税率引上げによる財源を活用して、子ども・子育て支援の量・質の充実が図られる。
- 量の拡充として、市町村による計画的な整備、小規模保育等（新たに公費対象として追加）の多様な保育の充実などが図られる。
- 質の改善として、職員配置や待遇の改善などが図られる。

3 給付・事業の全体像

- 子ども・子育て支援法により、下表のとおり規定。

	子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
教育・保育給付	<ul style="list-style-type: none">■施設型給付<ul style="list-style-type: none">・認定こども園・幼稚園・保育所■地域型保育給付<ul style="list-style-type: none">・小規模保育（利用定員6人以上19人以下）・家庭的保育（利用定員5人以下）・居宅訪問型保育・事業所内保育	<ul style="list-style-type: none">■利用者支援<ul style="list-style-type: none">・地域子育て支援拠点事業・一時預かり・乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業・ファミリー・サポート・センター事業・子育て短期支援事業・延長保育事業・病児・病後児保育事業・放課後児童クラブ・妊婦健診・実費徴収に係る補足給付を行う事業・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
現金給付	<ul style="list-style-type: none">■児童手当	

(現行制度から新制度への移行の主なバリエーション)



4 給付対象としての「確認」

○認可と確認

新制度における「施設型給付」または「地域型保育給付」の支給対象となるためには、「認可」と合わせて「確認」を受けることを要する。

- 「認可」の趣旨：目的に合致した基準を満たしている旨
- 「確認」の趣旨：支給対象施設・事業である旨

	施設・事業	認可		確認	
		根拠法	所管	根拠法	所管
教育・保育施設	認定こども園	幼保連携型	認定こども園法	和歌山市	子ども・子育て支援法 和歌山市
		幼稚園型	幼稚園部分：学校教育法	和歌山県	
		保育所型	保育所部分：児童福祉法	和歌山市	
		地方裁量型			
	幼稚園		学校教育法	和歌山県	
地域型保育事業	保育所		児童福祉法	和歌山市	
	小規模保育		児童福祉法	和歌山市	
	家庭的保育		児童福祉法	和歌山市	
	居宅訪問型保育		児童福祉法	和歌山市	
	事業所内保育（※）		児童福祉法	和歌山市	

（※）事業所内保育が地域型給付対象となるためには、当該事業所従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供することが必要。

○確認を受けることができる主体

確認を受けることができる教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の設置者は、「法人に限る」（施行前に現に認可を受けている施設は除く）とされている。（支援法 第31条第1項）
 （地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）については、法人でない場合でも対象）

○確認を受けるための基準

各施設・事業の認可基準を満たす（認可を受ける）とともに、「運営に関する基準」を満たす必要があるが、「運営に関する基準」は現在国が検討中。（各認可基準も現在国が検討中）

○既存施設等の経過措置

新制度施行の際（27年4月予定）現に存する認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業については、「別段の申出」があった場合を除き、「確認があつたものとみなす」とされている。

5 利用者関係

(1) 利用者負担の基本的な考え方

- 利用者負担は、応能負担を基本とした共通の仕組みになり、その水準は、国が定める基準額を踏まえ、市町村が設定。
- 国が定める基準額は、各制度（幼稚園と保育所）の現行水準を基本としながら、制度間での負担格差を踏まえ、今後検討が行われる。

(2) 教育・保育給付を受けるための認定

- 教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（支援法第19条第1項第1号、第2号、第3号）を受けることが必要。（表1参照）
- 2、3号（=保育を必要とする）の事由は、別途内閣府令で定められる。
- 認定区分に応じて、利用できる施設や事業が異なる。（表2参照）
- 2、3号認定についてはさらに、「保育必要量」として「保育標準時間（利用）」と「保育短時間（利用）」の2区分が設けられる。（それぞれの設定時間については国において検討中）

【表1：認定区分の類型】

		保育を必要とする		保育を必要としない	
3歳未満児	3号認定	保育標準時間（利用）		—	
		保育短時間（利用）			
3歳以上児 (小学校就学前まで)	2号認定	保育標準時間（利用）	1号認定 (教育のみ)	教育標準時間（利用）	
		保育短時間（利用）			

【表2：認定区分による施設・事業の利用区分】

各認定区分に応じて、○印のついた施設・事業を利用することが可能。

給付対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
施設型	認定こども園	○※1	○	○※2
	幼稚園	○	※3	—
	保育所	※3	○	○
地域型	小規模保育	※3	※3	○
	家庭的保育	※3	※3	○
	居宅訪問型保育	※3	※3	○
	事業所内保育	※3	※3	○

※1：幼保連携型は定員設定しないことも可、※2：定員設定しないことも可、※3：特例給付による利用あり

(3) 利用手続き等

- 給付制度では、利用者が施設と利用契約を行うことが基本となる。（民間保育所の場合は、利用者と市町村の間の契約）
- 利用者は、市町村の関与（受給資格や保育の必要性の認定、利用調整（1号認定の子どもは除く）など）のもと、多様なニーズに合ったサービスを選択することができるようになる。
- 施設側は、「正当な理由」（入園希望者が定員を上回るなど）がある場合を除き応諾義務を負う。
(1号認定の子どもについては、施設の設置者が定める選考基準（方法）に基づき選考することを基本とする。)

6 主なスケジュール

※時期は現時点での予定であり、今後変更となる場合があります。

